

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

福岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 三 浦 正

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 5 号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成 20 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項を削る。

様式第 23 号及び様式第 23 号の 2 削除

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。